

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

(1) 企業間の連携

当金庫のネットワークを活用したビジネスマッチングの推進により、お客さまの販路拡大を支援します。また、事業承継・M&Aについて安心して相談できる態勢を整え、円滑な事業承継・M&Aの実現に向けたサポートを行います。

(2) IT 実装支援

外部機関と連携を図り、IT コーディネータ等の専門家派遣や補助金・助成金の申請支援を実施し、お客さまの IT 導入を支援します。

(3) 専門人材マッチング

外部機関・民間企業と連携し、お客さまのニーズに合った専門人材の紹介に努めます。

(4) グリーン化の取組

脱炭素に資する融資商品の取扱いや各種セミナーの開催等を通じ、お客さまのグリーン化への取組を支援します。

(5) 健康経営に関する取組

外部機関と連携し、福利厚生や安全衛生管理等のノウハウを提供することで、お客さまの健康経営に関する取組を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

(1) 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

(2) 手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日を遵守し、振込等の適切な方法で支払います。

(3) 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

(4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は、「健全経営に徹し、豊かな地域社会づくりに貢献する」という経営理念に基づき、地域経済を担う中小企業の抱える課題解決に真摯に取り組むことで、地域社会の成長・発展に貢献して参ります。

2024年9月30日
長野信用金庫 理事長 市川 公一